

Hong Kong Tax Alert

3 August 2026
2026 Issue No. 9

香港、コーポレート・トレジャリー・センター向け優遇税制の拡充案に関するコンサルテーションを開始

このコンサルテーションでは、より多くの多国籍企業グループによる香港でのトレジャリー業務の設置を促進するとともに、既存のコーポレート・トレジャリー・センター（以下、「CTC」）の業務拡大を可能にすることを目的として、新たな2段階フレームワークの導入について意見を求めています。

主な拡充内容は次のとおりです。

第1段階 – 現行税制の見直し・拡充

- 支払利息の繰延処理
- 損金算入できる支払利息の範囲を、その他のコーポレート・トレジャリー活動にまで拡大
- 実質的活動要件の明確化
- グループ内資金調達事業に関する基準の明確化
- 「コーポレート・トレジャリー取引」の定義の明確化

第2段階 – 任意適用による事前承認制度の導入

- 「CTC専門要件」または「セーフハーバールール」の廃止
- 事前承認を受けた香港関連会社が得る受取利息の50%非課税措置
- 事前承認を受けた適格CTC（以下、「QCTC」）に対する「課税要件」の緩和
- 租税回避防止ルールの緩和
- 事前承認の要件

本優遇税制措置の拡充案が貴社に及ぼす影響や活用可能性については、EY税務担当者までお問い合わせください。

背景

CTCに対する優遇税制措置は、2016年に導入されました。現行税制の下では、適格CTCは、適格コーポレート・トレジャリー活動から生じる所得について、8.25%の優遇税率の適用が可能です。また、グループ内資金調達事業を行う会社は、一定の要件を満たす場合、海外の関連会社への支払利息について損金算入が認められます。

この税制は、過去10年間にわたり、香港で設立されるCTCの増加に寄与してきましたが、政府は、市場参加者が引き続き当該税制の適用に当たって実務上の課題に直面していると指摘しています。コンサルテーション・ペーパーによると、QCTCに適用される厳格な適格要件、租税回避防止ルールの運用、支払利息の損金算入に係る「課税対象」要件、香港のグループ会社がCTCからの受取利息に対する課税について、懸念が示されています。これらの懸念は、競合国・地域と比較して、香港がトレジャリー・ハブとしての魅力を失う要因として認識されています。

2段階フレームワーク案

政府は、これらの懸念に対処するために、現行税制の拡充（第1段階）と、追加的な優遇税制措置および実務上の柔軟性を提供する新たな事前承認制度（第2段階）からなる、新たな2段階のフレームワークの導入を提案しています。

第1段階

第1段階では、現行の優遇税制の枠組みを維持しつつ、いくつかの修正案の導入が提案されています。

支払利息の繰延処理

コンサルテーション・ペーパーに記載されているとおり、香港でグループ内融資事業を行う会社は、内国歳入法（以下、「IRO」）のセクション16(2)(g)に規定される「課税要件」を満たすことが困難な場合が多いとされています。現行の「課税要件」では、グループ内融資取引における貸手（すなわち、非香港関連会社）は、受取利息について、香港外の国・地域において香港の事業所得税に類似する租税の課税対象となり、かつ、その税率が香港の基準税率以上であることが求められます。特に、貸手は、当該取引が行われた課税期間について、当該国・地域で実際に納税することが必要です（いわゆる、「実納税要件」）。

修正案では、貸手が税務上の欠損金などにより「実納税要件」を満たさない場合、CTCは、貸手が納税をするまで、当該貸手に対する当該支払利息の損金算入を繰り延べることができます。ただし、当該利息が、税務上の欠損金が生じた過年度に貸手の課税所得に含まれていたことが条件となります。損金算入が認められる金額は、貸手が実際に納付した税額を適用税率で除して算定します（過年度における未控除利息の累計額を上限とします）。

支払利息の損金算入が認められる範囲の拡大

損金算入の対象となる支払利息の範囲を、グループ内資金調達事業にとどまらず、より幅広いコーポレート・トレジャリー活動に拡大することが提案されています。具体的には、CTCが非香港関連会社に支払った、または支払うべき利息費用についても、借入金がコーポレート・トレジャリー・サービスの提供（資金予測やキャッシュ・プーリングなど）、あるいはコーポレート・トレジャリー取引に使われる場合（関連会社における余剰資金の金融商品への投資など）には、損金算入が認められます。この拡充案は、CTCが一般的に行う幅広いコーポレート・トレジャリー活動に優遇税制措置をより適合させるとともに、多国籍企業グループがコーポレート・トレジャリー業務を構築する際の柔軟性を高めることを目的としています。

実質的活動要件の明確化

同コンサルテーション・ペーパーでは、現行のQCTC税制における実質的活動要件の明確化も提案されています。具体的には、政府は、QCTCがコーポレート・トレジャリー活動において少なくとも2名の専門従業員を雇用し、当該活動に関連して香港で行う事業運営支出が年間200万香港ドル以上であることを要件とするよう提案しています。これにより、納税者が十分な経済的実体を有するかどうかの判断基準が明確になります。

グループ内資金調達事業に関する基準の明確化

現行の実務解釈指針第52号(以下、「DIPN 52」)に基づき、内国歳入局は、一定の取引基準を満たす場合、原則として会社がグループ内資金調達事業を行っていることを認めています。コンサルテーション・ペーパーでは、これらの基準はあくまで指針であり、厳格な適格要件ではないことが明記されています。政府は、借入・貸付取引を月平均4件以上行うことを求める基準を見直す案、あるいは数値基準を完全に撤廃し、個々のケースの事実・状況に基づいて判断する案を検討しています。また、借入・貸出活動が毎月定期的でない業種も含め、当該ルールの実務上の適用を示す追加の設例が示される予定です。

「コーポレート・トレジャリー取引」の定義の明確化

コンサルテーション・ペーパーでは、「コーポレート・トレジャリー取引」の定義、特に、当該取引を「自社勘定で、かつ関連会社の事業に関連して行う」という要件を明確化することも提案されています。政府は、この要件について、適格取引がCTCグループの事業活動に関連し、関連のない第三者の事業活動に係るものではないことを明確にすることを目的としています。また、同コンサルテーション・ペーパーでは、グループ内ファクタリング取引は、原則として適格コーポレート・トレジャリー取引の対象となることが確認され、DIPN 52に追加のガイダンスが盛り込まれる予定です。

第2段階

「CTC專業要件」および「セーフハーバールール」の撤廃

提案されている事前承認制度の主な特徴は、現行の「CTC專業要件」および「セーフハーバー・ルール」の廃止です。現行制度では、原則として、当該事業体がCTC事業のみを行うか、または所定のセーフハーバー基準を満たす場合に限り、優遇税率が適用されます。修正案では、事前承認を受けたQCTCは、一定の業務管理措置の維持を条件として、これらの要件を満たす必要がなくなります。具体的には、CTC事業と非CTC事業について、それぞれ別個の銀行口座を維持し、別個の財務諸表を作成することが求められます。なお、当該財務諸表については、監査を受けるか、または当該会社がその内容を証明することが必要です。

さらに、コンサルテーション・ペーパーでは、現行の「中央管理・統制」要件を、事業の通常の管理・統制が香港で行われることを求める、という緩和された要件に置き換えることが提案されています。

事前承認を受けた香港関連会社が得る受取利息の50%非課税措置

さらに、コンサルテーション・ペーパーでは、事前承認を受けた香港関連会社について、事前承認を受けたQCTCからの受取利息の50%を、事業所得税非課税扱いとすることが提案されています。

事前承認を受けたQCTCに対する「課税要件」の緩和

修正案では、事前承認を受けたQCTCは、非香港関連会社に支払った、または支払うべき利息費用の損金算入を受ける際に、現行の「課税要件」を満たす必要がなくなります。

租税回避防止ルールの緩和

租税回避防止ルールでは、香港において通常税率で事業所得税の課税対象となる関連会社が行う支払いについて、当該支払いを受領するCTCに優遇税率が適用される場合、当該関連会社に認められる損金算入額を相応に減額することが求められます。

政府は、事前承認を受けた香港関連会社について、現行の租税回避防止ルールの適用対象外とすることを提案しています。これに代えて、事前承認を受けたQCTCに支払った、または支払うべき利息費用については、原則として全額が損金算入が認められます。ただし、支払利息の損金算入額は、当該香港関連会社のEBITDA(利息、税金、償却費および減価償却費控除前利益)の30%相当額を上限とします。

事前承認の要件

修正案では、事前承認の有効期間は5年間とされ、優遇措置の適用期間を通じて一定の客観的要件を継続して満たすことを条件に、更新が認められます。主な要件は以下のとおりです。

- ・ グループの年間総売上高が1億香港ドル以上
- ・ 少なくとも6社の関連会社（うち少なくとも1社は非香港関連会社）へのコーポレート・トレジャリー業務の提供
- ・ 香港での事業運営支出が年間400万香港ドル以上（更新直前の年度は500万香港ドル以上）
- ・ 少なくとも2名の専門従業員の雇用（更新直前の年度にはさらに1名増員）
- ・ CTC事業と非CTC事業について、それぞれ別個の銀行口座の維持、監査済または認証済の財務諸表
- ・ 香港の認可金融機関にて主要銀行口座の維持

上記の客観的要件をすべて満たさないCTCまたはそのグループについても、高い成長可能性、重要な戦略的価値、または香港への多大な経済的貢献が見込まれる場合には、例外的に事前承認が認められることがあります。これらの考慮要素には、当該グループによる香港へのコミットメント、今後の事業成長見込み、コーポレート・トレジャリー業務の規模などが含まれます。

EYの所見

EYは、政府が提案しているCTC税制の拡充案を評価しています。提案内容の多くは、特に、厳格な適格要件、「課税要件」および租税回避防止ルールに関して、長年にわたり納税者や業界関係者から指摘されてきた課題に直接対応するものです。

特に注目すべきは、事前承認制度の導入です。本提案は、香港で相当規模のコーポレート・トレジャリー活動を行うグループに対して税制上の確実性と拡充優遇措置を提供するものです。また、アジアないし世界のコーポレート・トレジャリー拠点として、香港の競争力をさらに高めるという政府の明確な意図を反映しています。

提案されている2段階税制における主な改善点の1つは、現行の「中央管理・統制」要件を「通常の管理または統制」要件へと置き換えることです。これにより、業務運営上の柔軟性が向上し、多国籍企業グループが採用する実務的なコーポレート・トレジャリー運営モデルとの整合性が一層高まることが期待されます。中央管理・統制に関連する実務上の課題の多くは、現行の優遇税制の適用を受ける納税者にも共通しています。このため、政府は、同様の緩和措置を第1段階の納税者にも拡大することが望まれます。これにより、基本的な経済的実体要件を維持しつつ、コーポレート・トレジャリー・ハブとしての香港の魅力をさらに高めることができると考えられます。

OECDの第2の柱に基づくグローバル・ミニマム課税ルールの適用対象となる多国籍企業グループ（以下、「MNEグループ」）については、本優遇税制案が各グループの第2の柱に基づく税務上の取扱いに及ぼす影響についても検討することが望まれます。コンサルテーション・ペーパーは、主にコーポレート・トレジャリー活動に対する香港における税務上の取扱いに焦点を当てていますが、本優遇税制案による実質的な効果は、各グループの香港における実効税率（以下、「ETR」）によって異なる可能性があります。特に、これらのMNEグループは、本優遇税制案によって香港の国・地域別ETRの低下に及ぼすかどうか、また、その結果として生じる税務上のメリットがトップアップ税によって相殺される可能性があるかどうかを検討する必要があります。

また、政府は、トップアップ税に関するルールの適用対象となる大規模MNEグループ向けの税制の実効性を維持するため、今回の拡充案に、第2の柱と整合性のある追加のインセンティブ機能を組み込むかどうかについても検討すべきでしょう。例えば、稼得した所得ではなく、実際に発生した支出に基づいた優遇措置を認めることで、当該措置が第2の柱のルールの下で適格な税制優遇措置として有利な取扱いを受けられるようにする、という方法が考えられます。

事前承認に係る客観的要件については、税制上の確実性を高めるものとして評価できます。また、これは、香港で相当規模のコーポレート・トレジャリー活動を行うグループを、拡充優遇措置案の対象とする政府の意図を示しています。一方、年間400万香港ドル以上の事業運営支出、6社以上の関連会社に対するサービスの提供、および1億香港ドル以上の事業売上高といった基準が、さまざまな業種や事業モデルに照らして適切な水準に設定されているかについては、政府において検討することが望まれます。

ただし、コンサルテーション・ペーパーでは、例外的なケースにおいても事前承認を認めることで、一定の柔軟性を確保する方針が示されています。この柔軟性は、本税制案において重要な特徴であり、香港でコーポレート・トレジャリー業務を拡大している高成長企業や、当該業務の規模を拡大する過程にあるグループにも対応する上で有用になるでしょう。このような柔軟な取扱いは、優遇税制措置の更新を申請するCTCにも適用されるものと考えられます。

全体として、このコンサルテーション・ペーパーは、国際的なコーポレート・トレジャリー拠点としての香港の地位を強化するという政府の継続的な取組みを反映したものです。本措置案は、現行税制において長年指摘されてきた課題への対応を図るものであり、複雑化・変化する国際税務環境の中で、香港の競争力向上に向けた前向きな一歩であると考えられます。

本優遇税制措置の拡充案が貴社に及ぼす影響や活用可能性については、EY税務担当者までお問い合わせください。



Hong Kong office

Benny Cheung, Managing Partner, Hong Kong & Macau
27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Global Information Reporting and Withholding	
Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com
Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com			US Tax Services	
China Tax Services			Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Gloria Chan +852 2849 9244 gloria.lk.chan@hk.ey.com		International Tax Services	
US Tax Services			Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com
Cliff Tegel +852 2629 3434 cliff.tegel1@hk.ey.com			Karen Lui +852 2232 6455 karen.sy.lui@hk.ey.com	Steve Strathdee +852 2629 3378 steve.strathdee@hk.ey.com
Payroll Operate	Accounting Compliance and Reporting		Bas Sijmons +852 2846 9704 bas.sijmons1@hk.ey.com	
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	Transfer Pricing Services	
International Tax Services	Transfer Pricing Services		Transfer Pricing Services	
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
	Monica Leung +852 2629 3272 monica-sk.leung@hk.ey.com	Lewis Chan +852 2629 3194 lewis.chan@hk.ey.com	Transaction Tax Services	
Transaction Tax Services			Transaction Tax Services	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
Tax Technology and Transformation Services				
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com				
People Advisory Services				
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Anthony Lam +852 2629 3645 anthony.lam@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2026 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03026429
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date
with the latest EY news.

